

第6章 器具，資材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 器具，資材及び設備の整備

1 水防管理団体管理水防倉庫及び資器材

水防管理団体は，水防の必要が予想される区域に水防倉庫その他の資材等備蓄場を設け，次表基準に示す器具，資材等を整備するとともに，その緊急調達の方法について予め定めておくものとする。なお各水防管理団体の水防倉庫及び備蓄資器材は（337～351 ページ）のとおりである。

水防倉庫一棟当たり備蓄水防資器材基準

品 目	単位	数 量	摘 要	品 目	単位	数 量	摘 要
かけ 掛 矢	丁	2 以上		メガホン	個	50 以上	必 要 量
たこ 蛸 槌	〃	1 〃		杭 木	本		長短こみ
かな 金 槌	〃	1 〃		合成せんい 土のう又は 空 土 俵	袋	1,000 〃	
スコップ 又は円び	〃	2 〃					
竹とげ鎌	〃	2 〃		縄	Kg	10 〃	
照明施設	基		必要量	鉄 線	〃	10 〃	
おの 斧又は鉋	丁	1 以上		かすがい	丁	20 〃	
救 命 具	着		必要量	むしろ又は こもシート	枚	50 〃	
のこぎり 鋸	丁	1 以上		竹	本	100 〃	伐採先を選定 しておく

2 県管理水防倉庫及び備蓄水防資器材

(1) 県は，水防管理団体の行う水防作業を援助するため，（352～353 ページ）の水防倉庫及び備蓄資器材（以下「県有備蓄材」という）を整備しておく。

(2) 県有備蓄材の使用は，水防管理者の要請により，所轄土木事務所長が決定する。

(3) 土木事務所長は，県有備蓄材を使用したときは，その品目，数量及び購入金額を，水防管理者が提出する水防活動実施報告書（411～412 ページ）に添付するものとする。

3 備蓄水防資器材の現況報告

土木事務所長及び水防管理者は，1 月末日現在の所轄備蓄水防資器材を調査確認し，その結果を別表様式（413 ページ）により知事に報告しなければならない。

(1) 水防管理者は，2 月 25 日までに報告書を所轄土木事務所長へ提出しなければならない。

(2) 土木事務所長は，管内の水防管理団体分をとりまとめ県管理分とともに，3 月 1 日までに知事へ提出しなければならない。

第2節 輸送の確保

- 1 県の水防本部と土木事務所との輸送経路については、本部において管内の情報に基づいて通行路線を決定し、輸送の確保を図る。
- 2 土木事務所と水防管理団体との輸送経路については、土木事務所において管内の情報に基づき通行路線を決定する。
- 3 水防管理者は、水防に要する資器材の輸送については、あらゆる状況を推定して輸送経路を決定しておくとともに、あらかじめ土木事務所、警察署、輸送業者及びその他の関係機関と協定しておくものとする。